

連帯経済の中の協同組合

協同総合研究所副理事長

岡安 喜三郎

1 閉塞状況をどう打開するか

これまで「労働」と言えば、労働者と経営者を「当然の如く」分離した上で、「雇用関係を前提とする労働」として言及されてきた。九〇年まで企業が期待した労働力と言えば、良いも悪いも二〇歳から六〇歳の「元気な」男の正社員というパターンであった。

この雇用労働が今さまざまな軋轢を産んでいる。

二〇世紀末に、「多様な働き方」をトレンドとして一定の社会的認知を得ながら、伝統的労働者保護を希薄にする働き方、すなわち、解雇自由かつ労働保険対象外の労働者を多数産み出したからだ。今の日本社会と政治は完全に歪んでしまった。

サブプライムローンに端を発した金融危機はリー

マン・ブラザーズ破綻で世界同時不況へと一気に広がった。日本では輸出依存の自動車、家電等を中心として派遣切り、雇い止め、人員削減が席卷している。ILO（国際労働機関）も、失業は今年末まで拡大していく恐れがあると指摘している。

今や、失業克服、雇用回復（正確には就労の拡大）が最大の政治課題になっている。しかも、ディーセント・ワーク（人としての生活ができ、人たるに値する労働）の実現を通じてである。失業は端的な社会的排除状態であり、社会の閉塞状況の最大要因の一つだからである。しかし、「景気の回復がなければ雇用も確保されない」との為政者の主張も、肝心の「景気回復」のための政策は、潤沢な金を投入しながらその活用を外郭団体や企業にお任せ、という相変わらずの展開でしかない。これではお寒い未来である。雇用対策の財政動員も、結局「企業に採用お願い」というだけでは、既にこの数年間に破綻している。今あらためて必要なのは、就労拡大・完全就労に向けた諸条件を整備する政策である。

国を治めるには信が第一、社会・国を支えるのは住民・国民である。しかし、働いても未来が見えず、年金は信用できず、地方は疲弊し、若者は死に急ぎ（注）、長生きは罪、子供を産む気にもならないような福祉で、政治・政治家は誰に活力を求めようとしているのか。少なくとも、現在の政治の閉塞状況を、未来を見据えてどのように打開するのか。この何ヶ月かの総選挙で政権交代が大きな関心事であるが、理念なき政権交代であってはならない。

世界同時不況・世界恐慌の克服は、既に多くの識者が指摘しているように、八〇年前の世界恐慌から第二次大戦へとひた走ってしまった「戦前責任」を直視することから始めなければならない。そして、新自由主義から決別するとともに、より社会参加と社会連帯を前進させる方向で、新しい社会システムの模索と実践の中から解決を図らなければならない。それは日本の閉塞状況の打開の道でもあろう。

（注）警察庁発表によれば、二〇〇八年中の自殺者数は、

総数で前年より二・六%減の三万二四九人。しかし三〇代では統計の残る七八年以降最悪の四八五〇人(前年比一・七%増)、二〇代も三・九%増の三四三八人で、職業別では学生・生徒等が一・三%増の九七二人。



2 協同組合を通じた社会参加という道

筆者は以前、生活協同組合で働いている頃から市民が参加する新しい社会システムの構築に果たす協同組合の役割について注目し、また活動してきた。とりわけ「働く」ことの意味に関心を持っていたので、現在に至る。二一世紀は、前述のような閉塞的時代で始まったにも拘らず、「働く」という根源的な場面での協同組合の果たす役割は大きいと確信し

ている。

労働問題の国連専門機関であるILOでは、二〇〇二年の総会で日本など各国の政・労・使が一致して協同組合振興勧告を採択したが、注目したいのは勧告がこの前文で「多様な形態の協同組合が、すべての人びとの経済発展および社会発展への完全参加を促進することを認識」すると述べていることである。また、本文で諸政策の前提として「均衡のとれた社会は、強力な公共セクターや民間セクターと同様に、強力な協同組合、共済組合、その他の社会的セクターおよび非政府セクターを必要とする」との視点を採択したことである。

これらの視点は、机上の話ではなく、ヨーロッパの社会的経済、連帯経済で実践が進んでいることに根拠が見られると言って良い。協同組合が多様な形で存在し活動していて、またその限りにおいて、協同組合は新しい社会システム構築への手段として、大きな意味を持てることになろう。日本では残念ながら、労働者が出資をし、経営の意思決定にも参加

する仕組みを持った、ワーカーズ・コープの結成を認知する根拠法がまだ存在していないため、協同組合の多様性がヨーロッパ等に比して欠けていると認めざるを得ない。それゆえ、現在私たちは、そのような協同組合の制度化のために「協同労働の協同組合」の法制化を進める運動を展開している。



3 ヨーロッパにおける社会連帯促進の協同組合

ヨーロッパでは、労働者が出資をし、経営の意思決定にも参加する仕組みを持った協同組合・事業体が法的認知を得て様々な事業を行っている。それはCECOPという組織をまず紹介したい。ヨーロッパ全域を区域とした連合体、CECOPとは、「生産労働者協同組合、社会的協同組合および社会的・参加型企業のヨーロッパ総連合会」のフランス語標記の略で、ICA（国際協同組合同盟）に加入

していて、日本では通称「欧州労協連」と呼ばれている。

CECOP二〇〇八年報告によれば会員は一八カ国に六万組合が存在し、そこで一三〇万人の労働者が働いている。これは実にヨーロッパ協同組合全体の労働者五四〇万人のほぼ四分の一を占めている。

CECOPの分野別構成は、二〇〇三年のデータによると、サービス(三八%)、製造・工芸(三三%)、建築(一四%)、社会福祉(一三%)、教育・文化(二%)である。ワーカーズ・コープの割合は、生産や建築でほぼ五〇%となる。この事業の多様性こそワーカーズ・コープの真骨頂なのである。

ヨーロッパに限らず世界のワーカーズ・コープは、地域に必要な事業を行政やNPO等と協力し市民が出資し自らの力で立ち上げるといった目的を軸として、今まで働いていた企業や事業所の倒産・閉鎖に際して働き続けるための受け皿として、また、公共事業の民営化を真の市民主導の事業にする受け皿として、失業者や女性、障害者など、社会的に不利な立場に

おかれた人たちが自身の仕事起こしとして、その地域、時代々々の中で社会矛盾に対峙して人々の社会参加を保障する役割を担ってきた。この歴史的背景がワーカーズ・コープの多様性をもたらしている。以下、ヨーロッパの特徴的な国、フランス、イタリア、スペインを概括する。



● フランス

フランスには、生産労働者協同組合（SCOP）（注1）が制度化されている。SCOPの法形態は株式会社・有限会社の特別な形態とされるが、組合員の表決権は出資（持株）の多寡に拘らず一人一票と法的に規定されている。この組合基準は、事業体で働く労働者が全出資金の五％以上を保有しなければならず、その労働者組合員が全表決権の六五％以上を保有すると規定することである。SCOPの理

事長（社長）は報酬を受けていればいわゆる賃金労働者として扱われ、失業手当受給の資格があり、また税制も優遇される（SCOP総連合「SCOP設立ガイド二〇〇六」より）。

SCOP総連合では、二〇〇七年には一八〇〇余組合に約三万八千人の有給労働者が働いていて、その五八％が組合員である。これらの総事業高合計は三五億ユーロ（日本円約四六〇〇億円）である。一人当たり事業高が一二〇〇万円となるが、この一人当たり事業高の高いことがフランス労協の特徴でもある。分野別労働者（二〇〇一年）も、建設三四％、金属工業一七％で、これだけで五〇％を超え、サービスも現物サービス一八％、知的サービス一五％と、知的サービス（ITなど）の比率が高い。

フランスにはさらに、イタリアの後述する社会的協同組合制度を参考にして、二〇〇一年の協同組合法改正で制度化されたコミュニティ共同利益協同組合（SCIC）（注2）があり、二〇〇八年一月現在で、一〇七組合が活動している。ヨーロッパの社会

的企業を解明するキーワードは「コミュニティ利益」にあり、アメリカン・スタンダードとして使われるグローバリゼーションの対極に存在する考え方である。

(注1) *Société coopérative ouvrière de production*

(注2) *Société coopérative d'intérêt collectif*



● イタリア

イタリアの協同組合の特徴は、「コミュニティの一般利益を実現する」(社会的協同組合の定義に関する法律第一条 一九九一年)ための社会的協同組合が様々な地域で活動していることにある。形態はほぼ労働者協同組合の運営方式を採っている。

イタリアの社会的協同組合は、一九七〇年代の精神病院解体に象徴される新しい福祉の市民的実験、

州段階でのコムニタ(注1)活動など連帯協同組合活動の上に、一九九一年に制度化され、その後のヨーロッパ諸国のコミュニティ利益実現の協同組合や社会的企業のモデルになった(E.M.E.S)(注2)。アメリカ発の社会的企業観念との違いの源流はここにある。

政府の全国統計局によれば、二〇〇五年末現在、七三〇〇余の社会的協同組合に二四万人余が有償で働いている。総事業高は約六四億ユーロ(約八五〇億円)。この組合は二つのタイプ、すなわち社会・医療サービスと教育サービスを提供する組合(A型組合)と、社会的に不利な立場の人々(注3)の社会統合促進のための組合(B型組合)に分けられ、B型では有償労働者五万四千人の約五五%強が社会的に不利な立場の人々である。B型組合の事業分野はA型が提供する分野以外で、農業、工業、手工業、サービス等である。社会的協同組合の就労者のほとんどは組合員である。

前述した社会的協同組合以外の労働者協同組合の

規模は、統計的には四つのナショナルセンターの発表から生産および労働、小売業以外のサービスの分野から見るとは、ほぼ五〇万人ほどが働いている。事業分野も、建設、工業を軸に多彩な分野になっている。

(注1) comunità、イタリアでは地域共同体以外の、社会的困難を持つ人たちの小規模生活共同体を指す。

(注2) <http://www.emes.net>

(注3) イタリアでは、アルコール中毒者、薬物依存者、受刑者および元受刑者、身体・精神・感覚障害者、精神病患者、年少者、その他社会的排除状態の人たちを指す。

● スペイン

スペインでは協同労働の協同組合(CTA) (注1)が、協同組合の中でも抜きん出た就労者数を誇って



いる。スペインの協同組合二万五千以上のうち、一万八千以上がCTAであり、就労者数においても七七%となる。CTAの労働者は約二七万人で、組合員労働者九割、雇用労働者一割である(協同労働の協同組合総連合(COCEA)二〇〇六年次報告による)。

スペインでは、イタリアもそうだが、労働者協同組合タイプの協同組合が地域によっては普遍的存在となっている。その典型例が、バスク地方(二州で人口二六五万人)にあるモンドラゴン協同組合企業体(MCC)という協同組合グループである(通称モンドラゴン)。アリスメンディアリアタを創始者とするモンドラゴンの歴史、資本に対する労働の優位性、教育の重視、ファイナンス重視等の思想・運営は多くのところで語られており、ある意味で壮大な実験は労働者協同組合思想の「聖地」になっているので、本論では資本主義の対案企業としてどのように「発展」しているのか、「二〇〇七年次報告」を基に明らかにしておきたい。

モンドラゴンは協同組合一〇六組合(銀行・保険、工業、小売、知識)、子会社一三六社(内海外生産工場六九カ所、最大は中国一〇カ所)、国際関連八カ所(内海外事務所六カ所)など、総計二六〇の事業体の総称である。二〇〇七年末でモンドラゴンの労働力人口は一〇万人強(〇六年八万三千人)、その八割が「組合員」、また女性の割合は四割強である。この報告を見れば、CTAに占めるモンドラゴンの大きさが推し量れよう。総売上高はほぼ一五〇億ユーロ(約二兆円)で、内工業生産売上高は約半分の七四億ユーロである(エロスキ(注2)などの小売高七六億ユーロ)。ここで生産売上高の過半数は国際売上で、輸出および海外子会社生産の売上の四二億ユーロが含まれている。

モンドラゴンの生産部門は既に国際化しており、多国籍企業となっている。その点の懸念は以前から指摘されていた。また、管理部門に非組合員の管理者を九〇〇人弱ほど採用して管理に当たらせている。モンドラゴンは学ぶべき点は多く、その価値はいさ

さかもさめるものではないが、このような「発展」形態は少なくとも日本の将来のモデルたり得ないと思っている。

スペインには、協同組合ではないが倒産した会社の労働者が自社株の少なくとも五一%を取得することにより、一定の保護、協同労働の協同組合に対する援助と同等のものを含めての保護が受けられる労働者株式会社(SAL)(注3)という特徴的な制度がある(労働者株式会社法一九八六年)。労働者株式会社は二〇〇七年に二万社、二万三千の労働センター、就労者一三万人、事業高一〇億ユーロの規模で、ここ一〇年間に会社数で四倍、就労者数で三倍に拡大したとある。労働センターの事業分野は、農業が1%、工業が一八%、建設二四%、サービス五六%となっている(Confesal 二〇〇八・二月号)。

また、スペインにもフランスやイタリアと同様のタイプの協同組合、社会起業協同労働協同組合(CTAIS)(注4)の制度が一九九九年に成立し、二〇〇〇年末までに八〇〇の組合が立ち上がり四万五

千人の就労創出になったと報告されている。この組合も、医療保健や教育、文化のサービスの提供、および社会的に排除された人たちの労働統合を目的として制度化された（協同組合法第一〇六条）。

(注1) Cooperativa de trabajo asociado

(注2) Eroski 消費者組合員と労働者組合員が同数の理事で(例えば6対6)小売店舗運営を行う協同組合。

「エロスキ生協」と紹介する書物が多いがそれは誤解、形態はハイブリッドな(混合型)協同組合。

(注3) Sociedad anónima labora

(注4) CTA de iniciativa social

4 「対案」は社会の一員となること

以上見てきた協同組合、とりわけ新しい潮流であるコミュニティ利益実現の協同組合は、グローバル



ゼーションの対案としての位置がはっきりしている。その制度を文化や歴史の違いの中で、それぞれの法律として制度化していることに、私たちは大いに学ばなければならぬと思っている。しかも事業体といえども、対案は常に市民の参加・活力によって存在価値が決まる。

ヨーロッパでは、社会的経済から、連帯経済、社会的企業などの取り組みが生まれ実践化されてきている。その活力の支えは、社会の一員となって目の前の事態を改革するものだという、社会が持っている寛容 (tolerance) にあるのではなからうか。仲間内だけの寛容ではなく、誰に対しても寛容である(アマルティア・セン) 文化と政策が必要である。

岡安 喜三郎 (おかやす きざぶろう)

協同総合研究所副理事長、日本労働者協同組合連合会副理事長。一九四八年生まれ、埼玉県所沢市在住。東大生協専務理事、全国大学生協連専務理事・副会長理事、日本生協連理事を経て二〇〇〇年から現在の職場に従事。また現在日本協同組合学会第一四期副会長。